

◇ 判例研究 ◇

刑事判例研究36

「殺害して天罰下る」、「自業自得。ご一家お揃いで奈落の底へどうぞ」などと記載した葉書の郵送について、被告人を無罪とした原判決を破棄し、脅迫罪の成立を肯定した事例

(東京高裁令和5年11月28日判決 判例時報2600号104頁)

刑事判例研究会  
冠野 つぐみ\*

I 事案の概要等

1 事案の概要

被告人は、以前からの知り合いであった被害者甲(49歳女性)に対し、本件の約1年前から、主に葉書や封筒で、時にはバイオリン講師の甲の演奏会場に赴いて直接に、繰り返し自身の経済的窮状を訴えて金銭を振り込むよう申し入れ、甲の助けがなければ生きていることは無理である等と伝えたが、甲はこれに応答しなかった。そこで被告人は、令和4年5月21日頃、「殺害して天罰下る。自業自得。ご一家お揃いで奈落の底へどうぞ」(以下、本件文言)等と記載した葉書1枚を甲方宛に投函して郵送し、5月24日頃にこれを到達させ、甲に閲読させた。

---

\* かの・つぐみ 立命館大学衣笠総合研究機構法政基盤研究センター客員研究員  
世界人権問題研究センター専任研究員

## 2 事件までの経過

被害者はバイオリン講師であり、演奏会を聴きにきた被告人と10年以上前に知り合い、演奏会の後に、被告人から CD や楽譜、スピーカーを受け取るなど一定の交流があった。

令和3年7月頃以降、被告人は被害者に対し、生活困窮を理由に金銭交付を求める葉書や封書を繰り返し送付し、残高がほとんどない預金通帳の写しを幾度も同封するなどして援助を求めた。また、その葉書への回答として「A. YES B. 断る C. 黙殺する」の三択を示し、「人間ひとりの生命を救えば、先生ご自身にもまたなによりも愛娘の B さんの将来にも必ずやよき事があるでしょう」、「答えは A 以外に考えられないでしょう」などとし、被害者やその娘の将来にも言及しながら援助を迫った。

令和3年9月には、「それにしてもお答えは C の黙殺。9月10日の終演後にお話しを」、令和3年11月には、「とてもたいせつなお話があります。B 様の将来にかんしてとてもだいじなことです。次回の終演後にお会いしましょう」と記載した葉書を被害者に郵送した。当該葉書にも残高のほとんどない預金通帳の写しが貼付され、末尾に「NO MONEY HELP ME」との記載があった。

本件演奏会を訪れた被告人は、演奏後、被害者に大声で「Do you kill me or help me?」などと尋ねたが、被害者はこれに返答しなかった。

被告人は、本件演奏会後も、被害者に対して葉書や封書を送付した。令和3年11月の2通目の葉書には、被害者の対応を「I WILL KILL YOU と云うことですね」とし、「もし非業の死に至らば想定できかねぬような災禍と悲劇が襲うであろう」、「無返信の場合にはそれ相応の覚悟をもって来葉せられたし」と記載し、郵送した。さらに令和4年5月の封書には、「C (被告人の名字) が非業の死をとげたならば、先生様とご家族が想定をはるかに超えた災難と悲劇に襲われるであろうと以前書きました。予言は必ず実現するものです」などと記載した。もっとも、被害者は当該封書の受け取りを拒否しており、閲覧していなかった。当該封書には、残高150円の預金通

「殺害して天罰下る」、「自業自得。ご一家お揃いで奈落の底へどうぞ」などと記載した葉書の郵送について、被告人を無罪とした原判決を破棄し、脅迫罪の成立を肯定した事例（冠野）

帳の写しが同封され、口座振込期限を10日とするとの記載がなされていたが、被害者はこれを受取拒否していたため、内容を確認せず10日が経過した。そこで、自身の要求を黙殺されたと思い込んだ被告人は、令和4年5月21日に、本件葉書を甲方宛てに郵送した。

### 3 原審における判断

第1審判決<sup>1)</sup>は、問題となるのは、1点目として、当該行為の脅迫行為の該当性、つまり、本件文言が甲に対する害悪の告知と評価できるか否かであり、2点目として、被告人にその点の認識があったといえるか否か、すなわち故意（意味の認識）の有無であるとしたうえ、1点目の脅迫行為の客観的該当性、本件文言が甲に対する害悪の告知と評価できるか否かの検討に立ち入る前段階としての被告人が本件文言に込めた意味の内容の確認を集中的に行い、本件文言中の「殺害して天罰下る」を、「被害者が被告人を殺害すれば、甲に天罰が下る」という意味であると認定した。

その上で、本件文言の内容が一義的に明らかでないことから、被告人が本件文言に込めた意味と被害者が本件文言から読み取る意味との間に乖離が生じ得、被告人は害悪を告知するものとは考えずに本件葉書を送付したが被害者がこれを自身等に対する害悪告知の趣旨と誤解して受け止める事態が想定できるとし、この場合は、被告人が被害者に害悪を加えるとの認識（意味の認識）がないのであれば、反対動機を形成する契機がないため故意責任を科すことはできず、被告人において、被害者が本件文言を誤解する可能性を現に認識・想定していた場合にのみ、未必の故意があるとしてその責任を肯定することができるとし、両者について検討した後、最終的に、本件文言の内容を害悪告知の意味と解されないことから、被告人において被害者に害悪を加える意図・認識はなかったとして確定的故意を否定し、未必の故意についても、被告人において、被害者が抱く誤解・誤読の

---

1) 横浜地判令和5・1・30判時2600号107頁。

リスクを解消するために令和4年5月の封書の中で釈明していることから、なおも被害者が誤解を抱くと考えていたとは認め難いとして、未必の故意も否定した。

原判決は、脅迫罪の客観的構成要件該当性について判断するまでもなく、故意が認められないとして、被告人に無罪を言い渡した。これに対して、検察官が控訴を提起した。

#### 4 本判決における判断

東京高裁は、原判決は脅迫及びその故意についての解釈を誤っているとして、破棄自判し、脅迫罪の成立を認めた(上告)。

「脅迫の実行行為は、一般人にとって畏怖心を生じさせるに足りる程度の害悪を告知する行為であり、また、その告知内容の認識及び相手方の了知の予見があれば脅迫の故意としては足りるのであって、害悪を発生させる意図、認識は不要と解される。したがって、脅迫罪の成否を判断するに当たっては、まず当該行為が一般人にとって畏怖心を生じさせるに足りる程度の害悪の告知と認められるか否かを具体的事情も考慮して客観的に検討し、それが認められる場合に、行為者にその告知内容の認識があるか否かを検討すべきであり、その際、害悪を発生させる意図、認識の有無を検討する必要はない。」

「本件文言を検討すると、一般人であれば、『殺害』『自業自得』『ご一家お揃いで奈落の底へどうぞ』との文言それ自体により、自身が生じさせた何らかの原因のため、家族ごと殺害されるかもしれないと畏怖するのが自然である。『殺害して天罰下る』との文言は、確かに日本語の文章として分かりにくいものの、一般人がこれを読めば、その厳密な意味内容を吟味しないまま、自身や家族が天罰として殺害される趣旨と理解することも自然というべきである。しかも本件では、甲はたびたび被告人から信書を送られたり、演奏会の会場に押し掛けられたりして金を無心され、これを無視した末に本件文言を告げられたのであるから、一般人が同様の立場に立て

「殺害して天罰下る」、「自業自得。ご一家お揃いで奈落の底へどうぞ」などと記載した葉書の郵送について、被告人を無罪とした原判決を破棄し、脅迫罪の成立を肯定した事例（冠野）

ば、こうした自身の態度に腹を立てた被告人から殺害されるかもしれないと畏怖することも自然であり、現に甲も、原審及び当審公判廷で、被告人にお金を貸さなかつたので天罰が下って私たち家族全員が被告人に殺害されると思った旨証言している。そうすると、被告人が本件葉書を郵送するまでの経緯等も考慮し、一般人の立場から客観的にみれば、本件行為は畏怖心を生じさせるに足りる程度の害悪の告知と認められ、脅迫に該当するといふべきである。』

「次に脅迫の故意についてみると、原判決は前述の通り、甲の立場に立った一般人であれば害悪の告知と解するのが相当と認められる場合に、当該文言の脅迫行為該当性が認められるとの趣旨を説示しながら、この意味での告知内容の認識について検討しないまま、被告人には甲に害悪を加える意図、認識はなかつたため、脅迫行為該当性の認識はなかつたとしている。そうすると原判決は、脅迫の故意が認められるには害悪を発生させる意図、認識が必要との見解に立った上、被告人にこれが認められないことを理由に直ちに故意がないと結論付けたものと理解するほかない。」、「また原判決は、……甲が本件文言を誤解するおそれの認識の有無を未必の故意の有無の問題としたが、このような認識は脅迫の故意の内容ではないから、未必の故意に関する原判決の判断も明らかに不合理である。』

「改めて被告人の認識について検討すると、……本件文言の内容は一般人にとって畏怖心を生じさせるに足りる程度の害悪の告知と認められるのであり、これを自ら本件葉書に記載して甲に郵送した被告人に、その認識を妨げるような事情は見当たらない。この点、被告人は原審公判廷で、自身には甲やその家族に危害を加える意思はなかつた、甲が自分を殺そうとしているというのが本件文言の意味である、本件文言を読んだ甲が危害を加えられると思うかどうかは、自分は甲ではないので分からないなどとして述べておらず、前記の認識を妨げるような事情があるとはいえない。そうすると、被告人に脅迫の故意があつたことは明らかである。』

## Ⅱ 検 討

### 1 問題の所在

本事案では、被告人が告知した文言「殺害して天罰下る」、「自業自得。ご一家お揃いで奈落の底へどうぞ」につき、「殺害」の主体と客体が明示されておらず、意味内容や文意が明らかでないものであることから、「人を畏怖させるに足りる程度の害悪」として脅迫罪（刑法222条）に当たると解すべきか、それとも、単なる嫌がらせや警告、悪戯の類の言葉にすぎないと解すべきかが問題となった。

それに加えて、本事案では、被告人に脅迫の故意があったか否かも争われた。脅迫罪における故意は、通常の脅迫の故意と、害悪発生の認識、意欲といった特別な故意が問題となり得る。原審は、本件文言の意味内容から被告人に脅迫のつもりはなかったと認定してその確定的故意を否定し、また未必の故意も否定した。これに対して、本判決は、原審とまったく異なる判断を示した。すなわち、脅迫罪の成否を判断するには、当該行為が脅迫に当たるかを具体的事情も考慮して客観的に検討したうえ、告知内容の認識及び相手方の了知の予見があれば脅迫の故意としては足りるとして故意を認めた。その際、本判決は、ここにいう「告知内容の認識」につき、より厳密には、「当該行為が一般人にとって畏怖心を生じさせるに足りる程度の害悪の告知」に当たる可能性の認識を要求し、かつ、その可能性の認識が被告人に認められるとして、脅迫罪の成立を肯定した。

本事案の主要な争点は、脅迫の客観的該当性および故意の有無である。とりわけ、原審と本判決とで、故意についての判断を異にし、故意への評価が脅迫の成否の分水嶺となっていることから本事案の争点の中核を成すと考えられるが、脅迫の故意は実行行為にある程度反映されることから、両者を切り離して評価することは困難である。このことを念頭に置き、以下、脅迫の客観的該当性、故意の有無を、順に検討する。

「殺害して天罰下る」、「自業自得。ご一家お揃いで奈落の底へどうぞ」などと記載した葉書の郵送について、被告人を無罪とした原判決を破棄し、脅迫罪の成立を肯定した事例（冠野）

## 2 脅迫罪の保護法益と罪質

### (1) 保護法益論との関係

従来、学説では、脅迫に当たる文言がどのようなものかにつき、保護法益との関係からの説明が試みられている<sup>2)</sup>。脅迫罪を、(a) 個人の意思決定の自由と解する説<sup>3)</sup>は、単なる警告（天災が生じることの告知）や吉凶禍福を告げることを除外するために、意思活動の自由に対する危険を問題にする必要があるとして、脅迫罪を危険犯と解する。それに対して、(b) 私生活の平穩、安全感、法律的安全の意識といった安全感に対する罪と解する説<sup>4)</sup>は、脅迫罪が問題となる状況下では、行為者が特定の決意・行動を左右することが前提とされておらず、また強要未遂が脅迫罪と別に処罰の対象となることから、脅迫罪では平穩侵害という独自の法益侵害を要件とすることが妥当であるとし、脅迫罪を侵害犯または危険犯のいずれにも解し得るとする。この整理によれば、安全感を保護法益とする見解に立てば吉凶禍福の告知も安全感を害するので害悪の告知に含まれるのでないかとの疑問が生じるところ、保護法益を「私生活の平穩」とする見解は、一般に人を畏怖させるに足りる程度の害悪の告知は必要であると解している<sup>5)</sup>。そのため、(b) 説も、単なる吉凶禍福の告知それ自体でもって脅迫を認めるわけではなく<sup>6)</sup>、脅迫の内容を左右し得るか、告知者（または告知者から依頼を受けた第三

---

2) 学説の整理につき、山口厚『刑法各論〔第3版〕』（有斐閣、2024年）71頁以下参照。

3) 団藤重光『刑法綱要各論 第三版』（創文社、1990年）460頁、大塚仁『刑法概説（各論）〔第三版増補版〕』（有斐閣、2005年）67頁、西田典之（著）＝橋爪隆（補訂）『刑法各論〔第7版〕』（弘文堂、2018年）75頁など。

4) 平野龍一『刑法概説』（東京大学出版会、1977年）173頁、中義勝『刑法各論』（有斐閣、1975年）90頁、大谷實『刑法講義各論〔新版第5版〕』（成文堂、2019年）91頁、中森喜彦『刑法各論（第4版）』（有斐閣、2015年）48頁など。

5) 大谷・前掲注（4）90頁以下参照。

6) なお、牧野英一『刑法各論 下巻』（有斐閣、1951年）459頁は、本罪の保護法益を安全感に求め、特に、被害者が心意の安静を害せられることは、行為者がみずから害を加えるべき旨を以つてするのと、他人が害悪を加えるであろうと通告するのとで、差異があるべきでないとして、単に吉凶禍福を説くことも脅迫罪を構成するとするが、現在においてはほぼ支持はない。

者)が直接または間接に現実可能であるかを重視している。両説は、害悪の告知の内容を保護法益論から絞るか、実行行為から絞るかの違いはあるが、(b)説に立ったとしても、一般に人を畏怖させるに足りる程度の害悪の告知は必要としているため、「害悪の告知」の内容につき、(a)説との大きな違いはない<sup>7)</sup>。また、保護法益論からある程度の線引きはできるものの、個別の判断にあたって、害悪の告知に当たるとして脅迫罪を肯定するか、そうでないとして無罪とするか、あるいは他罪に該当し得るとするかを具体的な状況理解なしに見極めることはきわめて困難であるから、いずれの立場も、少なからず行為の実体面に目を向けなければならない。

## (2) 「脅迫」とは

「脅迫」は、一般に、畏怖心を生じさせる目的で害悪を告知することと解される<sup>8)</sup>。これは、相手方を畏怖させる程度の害悪の告知がされれば足りると解され、実際に相手が畏怖したことまでは必要でない<sup>9)</sup>とされている。このことに対応して、何人も畏怖しないような事柄を告知しても脅迫ではなく、困惑させるものや、単なる気味悪さ、不快感、ある程度の不安感を感じる程度のもも脅迫には足りない<sup>10)</sup>。ゆえに、脅迫罪における害悪の程度は、一般に人に畏怖心を生じさせるに足りる程度のものでなければならない<sup>11)</sup>。脅迫の内容は、告知者が直接または間接に(本人もしくは第三者に

---

7) 曾根威彦『刑法各論〔第五版〕』(弘文堂、2012年)52頁は、脅迫罪の保護法益につき、意思の自由と法的安心感はずしも排他的関係にないとしている。

8) 大塚仁『注解刑法』(青林書院、1971年)977頁。

9) 大判明治43・11・15刑録16輯1937頁、大判昭和8・11・20刑集12卷2048頁、東京高判昭和32・12・26裁判特報4巻24号682頁など。大判明治43・11・15は、被告人が被害者に対し、虚無人名義で要求に応じなければ放火または殺害をなすべき旨の手紙を郵送した事案である。本事案は、脅迫行為が行われ、その内容が被害者に伝わったのであれば、現実被害者が畏怖したか否かに関わらず本罪が成立するとした。

10) 伊藤納「脅迫の罪」大塚仁=河上和雄=中山善房=古田佑紀(編)『大コメンタール刑法 第三版 第11巻〔第209条~第229条〕』(青林書院、2014年)465頁参照。

11) 伊藤・前掲注(10)465頁。

「殺害して天罰下る」、「自業自得。ご一家お揃いで奈落の底へどうぞ」などと記載した葉書の郵送について、被告人を無罪とした原判決を破棄し、脅迫罪の成立を肯定した事例（冠野）

よって) その惹起を支配または左右しうるものとして害悪を告知することを要する<sup>12)</sup>。

### 3 脅迫罪の客観的該当性の判断

#### (1) 害悪の程度

従来の裁判例では、告知内容自体に加えて、告知の日時・場所・方法、相手方の事情、告知者と相手方の関係、告知時の状況、それに至った経緯、社会的情勢等の諸事情を総合的に考慮し、具体的な状況下において、一般人が畏怖するに足りる、かつ被告人が支配または左右できると思わせる害悪の告知か否かが判断されてきた<sup>13)</sup>。

最高裁昭和29年6月8日判決<sup>14)</sup>は、日本共産党員であった被告人が、警察官に対して、「売国奴とその手先どもの行為は来るべきあの有名な人民裁判によつて明かにサバカレ処断されるであろう」などと書いたビラを付近住民に頒布し、最終的に同巡査の手中に入らしめた事案である。最高裁は、このビラ頒布が一見すると将来予測のようにも読めるものの、その言語内容と当時の客観的状況を踏まえれば、現実の危害を示唆するものとして受け取られ得るとして害悪の告知に当たるとし、脅迫罪の成立を認めた。こ

---

12) 最判昭和27・7・25刑集6巻7号941頁参照。被告人が派出所で取調べを受けた際、巡査に対して、「お前を恨んで居る者は俺丈けじゃない何人居るか判らない駐在所にダイナマイトを仕掛けて爆発させ貴男を殺すと云ふて居る者もある」「俺の仲間には沢山居つてそいつ等も君をやつつけるのだと相当意気込んで居る」と等と申し向けた事案。最高裁は、当該告知は警告いやがらせではなく、被告人自ら加うべき害悪の告知もしくは第三者の行為に因る害悪の告知にあたり、被告人がその第三者の決意に対して影響を与え得る地位にあることを相手方に知らしめたとして、脅迫罪の成立を肯定した。

13) 川端博＝西田典之＝原田國男＝三浦守（編）『裁判例コンメンタール刑法〔第3巻〕』（立花書房、2006年）29頁参照。

14) 最判昭和29・6・8刑集8巻6号846頁。本判決につき、吉川経夫「『人民裁判によつて裁かれるであろう』という告知と脅迫罪の成立」警察研究26巻10号（1955年）83頁は、本件告知が現実性をおびた害悪といえるかにつき、末端の共産党員たる被告人等が、将来の人民裁判を左右しうる地位にあらうとは到底考えられぬとし、昭和25年7月3日の広島高裁松江支部の判決と同じく、警察官に対する警告ないしはせいぜい嫌がらせとして、脅迫罪は成立しないと解するのが相当とする。

れに対して、最高裁昭和29年6月8日判決と似た文言を用いた広島高裁松江支部昭和25年7月3日判決<sup>15)</sup>は、同じく日本共産党員であった被告人が、警察官等に対して、「人民政府ができた暁には人民裁判によって断頭台上に裁かれる。人民政府ができるのは近い将来である」と告知した事案であるが、広島高等裁判所は、被告人によるこのような事態の直接・間接の惹起に関して、その立場や状況を踏まえると現実性を欠くため「警告」にすぎないとして、脅迫罪の成立を否定した。

最高裁昭和35年3月18日判決<sup>16)</sup>(以下、「昭和35年判決」)は、被告人が、住民投票をめぐって対立する反対派との抗争が熾烈化し強烈な言論戦が行われていた際、反対派の首脳A宛てに、同じ反対派の首脳Bの名義で「出火御見舞申上げます火の元に御用心」の葉書を、BにもA名義で「出火御見舞申上げます火の用心に」の葉書を送り付けた事案である。最高裁は、この文言自体、一見すると単なる出火見舞いのものであるとしても、抗争が熾烈な時期にこのような文言の葉書が舞込めば火をつけられるのではないかと畏怖するのが通常であるから一般に人を畏怖させるに足りる害悪の告知に当たるとして、告知の際の客観情勢を考慮し、脅迫罪の成立を肯定した。

従来の裁判例によれば、行為の背景、その場の雰囲気、告知の行われた前後の事情、行為者と相手方の事情などの四囲の客観的状況に照らして、また当時の客観情勢をも考慮して、一般に人を畏怖させる程度かが判断されており、これは、脅迫の文言の解釈、害悪告知行為の評価の際にとるべき基本的な態度であると解される<sup>17)</sup>。意味内容が明らかでない文言が問題と

---

15) 広島高松江支部昭和25・7・3高刑集3巻2号247頁。

16) 最決昭和35・3・18刑集14巻4号416頁。事案の解説につき、柳原武男「出火見舞の葉書の差出しによつても脅迫罪が成立する事案」警察研究33巻2号(1962年)127頁以下を参照。同131頁-132頁は、葉書の差出人(告知者)の主観的意図は、たわむれやからかいにあったのでないかと感じられ疑問があることを指摘しつつも、結論においては、客観的状況を無視しえないとし、葉書の到達によって夜警に立つほどの異常な状況下であったなら脅迫罪の成立を肯定せざるを得ないとする。

17) 嘉門優「脅迫罪の罪質〔刑法判例百選Ⅱ各論〔第7版〕〕別冊ジュリスト221号(2014年)25頁参照。

「殺害して天罰下る」、「自業自得。ご一家お揃いで奈落の底へどうぞ」などと記載した葉書の郵送について、被告人を無罪とした原判決を破棄し、脅迫罪の成立を肯定した事例（冠野）

なった先例に当たる昭和35年判決も同様のことを要求し、脅迫の程度につき人を畏怖させる告知に足りるか否かは、具体的状況下において、一般人が畏怖するに足りる客観的な害悪告知か否かという観点から判断されなければならないとする<sup>18)</sup>。

### (2) 本判決の客観的該当性の事実認定への疑問

この点、本判決を見るに、被害者が何度も被告人から信書を送られ、演奏会会場に押し掛けられて金を無心され、それを無視した末に本件文言を告げられたことを考慮し、一般に畏怖するに足りるとしていることから、具体的な文脈から客観的状況を判断しようとする姿勢が伺え、判断枠組それ自体は、昭和35年判決に追従するものである。しかし本判決は、昭和35年判決が行ったような本件文言の意味内容の確認を行わず、「一般人であれば、厳格な意味内容を吟味しないまま畏怖するのが自然」として、文意の吟味も不要とする。昭和35年判決が示した脅迫文言の解釈、害悪告知行為の評価にかかる基本姿勢の狙いは、文言の意味内容が不明確な場合に文意を確定することであって、実質的には、客観的該当性の前段階としての意味内容の確定作業を行っている。文意の確認を不要とする本判決の態度決定は、具体的な文脈を重視しているとはいえず、かえって従来の基準と異なる事実認定となっているのでないかとの疑問が生じる。

### (3) 告知内容の具体性

さらに、告知される害悪の内容は、人を畏怖させるに足りる程度のものでなければならないことから、ある程度の具体性が必要とされる<sup>19)</sup>。脅迫の内容が実現可能か否かにつき、脅迫者がその実現を意図しているか否かは問わないとされているが（後述、4）、結果の発生に影響をもつとの印象

---

18) 嘉門優「脅迫罪の罪質」〔刑法判例百選Ⅱ各論〔第8版〕〕別冊ジュリスト251号（2020年）25頁参照。

19) 川端博ほか（編）・前掲注（13）30頁。

を与えることは必要である<sup>20)</sup>。この点と関連して、従来、「天罰」は、告知者自らが支配可能でないことから、「天変地異」や「吉凶禍福」の類の文言であって、単なる「警告」に止まり、脅迫罪を構成しないと解されている<sup>21)</sup>。脅迫か警告かの区別を示す裁判例は以下である。

脅迫罪の成立が肯定された例として、札幌高裁昭和29年7月8日判決<sup>22)</sup>が挙げられる。被告人による「死刑台に立ちたいのか」との言辞につき、それ自体は単なる警告のように見えるが、被告人がX方に脅迫状を投げ込んだのを見て追いかけてきた家人に発したものであることから、被告人が直接又は間接に害悪を加え得る立場にあると感じさせるに足るとして、害悪の告知を認めた。東京高裁昭和29年9月9日判決<sup>23)</sup>は、巡査に対して「人民裁判でまたあおう」と告げた行為につき、当時、人民裁判が、思想的な立場を異にする者に対する制裁として生命、身体、自由等に害を加えることを意味すると解されていたことが「一般の公知の事実」であったことを踏まえ、当該文言を、われわれにつまらぬことをするとわれわれの手でおまえを人民裁判にかけてひどい目にあわせてやるぞという意味と解し、被告人の力の及ばないことを告知したとはいえないとして、脅迫罪の成立を認めた。

これに対して、脅迫罪が否定された裁判例として、大阪高裁昭和29年5月1日判決<sup>24)</sup>は、労組組合の団体交渉において、労働組合の組合長である被告人が、組合除名三名の解雇を迫ったが拒否されたので、社長らに対し、組合員間の対立激化により、組合員が被除名者に対して危害を加える危険

---

20) 吉田敏雄「刑法における人身の自由の保護」中山研一＝西原春夫＝藤木英雄＝宮澤浩一(編)『現代刑法講座 第4巻 刑法各論の諸問題』(成文堂、1982年)179頁参照。

21) 「天罰」の告知が一般に脅迫罪にあたらぬことの説明につき、松宮孝明『刑法各論講義 [第6版]』(成文堂、2024年)96頁以下。なお、伊藤・前掲注(10)476頁には、天変地異や吉凶禍福を説く場合も、それが行為者の支配力の範囲内にある旨を相手方に感知させる方法で行われるときは脅迫となり得るとする説の記載があるが、本稿での検討は除外する。

22) 札幌高判昭和29・7・8裁判特報1巻2号32頁。

23) 東京高判昭和29・9・9裁判特報1巻5号205頁。

24) 大阪高判昭和29・5・1判決特報28号123頁。

「殺害して天罰下る」、「自業自得。ご一家お揃いで奈落の底へどうぞ」などと記載した葉書の郵送について、被告人を無罪とした原判決を破棄し、脅迫罪の成立を肯定した事例（冠野）

性のあることを申し向けた行為につき、自らが組合員を利用して害悪を生ぜしめる地位にあたることなどを告知したのではなく単に警告にとどまるとして、害悪の告知を否定した。名古屋高裁昭和45年10月28日判決<sup>25)</sup>は、被告人が、判事に対して、「遠からぬ将来に於て人民と正義の名に於て貴様に厳烈な審判が下されるであろう」などと記載した葉書を郵送した行為につき、この文面を害悪の告知と解しても、この害悪が被告人あるいは被告人が影響を与え得る何人かによって加えられるという点が全く明確にされていないことから、意味内容が漠然として具体的でなく、当時の社会的情勢を考慮しても当該判事を畏怖させるに足りないとして、脅迫罪の成立を否定した<sup>26)</sup>。

#### (4) 本件文言への原審における解釈の妥当性

上のことから、害悪の告知は、告知内容が具体性を欠き実現可能性が認められない場合には単なる警告にとどまるのに対し、現実の危害の発生が想起され得る場合は脅迫として評価される。告知者が直接的にも間接的にも結果の発生を支配し得ず、左右もし得ない内容の告知は、害悪の告知ではない。本事案の原審において、横浜地裁は、被告人が事件より前に被害者に対して告知した葉書や封書の内容に鑑みて、本件文言の内容を、「被害者が（金銭交付の求めに応じないことで）被告人を殺害すれば、被害者らに天罰が下る。それは自身の行いに対する報いであり、その場合は、家族揃って奈落の底へ行けばよい」との意味であったと認定し、「警告」と捉えた。原審の理解は、従来の裁判例の基準と照らしても、具体的な状況下において、被告人と被害者の関係や事件に至る経緯等の客観的事情を考慮した適切な文脈的理解であったと思われる。

---

25) 名古屋高判昭和45・10・28刑月2巻10号1030頁。

26) 伊藤・前掲注(10)469頁。

#### 4 害悪を発生させる認識、意欲

脅迫罪は故意犯であるため、主観的要件としての故意、すなわち告知内容の認識を要し、または、間接的な方法によって告知する場合には、相手方が告知内容を了知することの予見を要する<sup>27)</sup>。その際、故意の内容として、告知者に、告知内容が実際に発生する可能性の認識およびこれを発生させる意欲が必要か否かにつき、従来の裁判例はこれを不要とする。

##### (1) 害悪発生の認識、意図にかかる従来の裁判例

害悪発生の意欲につき、大審院大正 6 年 11 月 12 日判決<sup>28)</sup>は、被告人が自らの情婦の浮気を疑い、「殺してやる、半殺しにする」など告知した事案で、脅迫罪の成立には、当該通告が害悪を他人に発生させる真意もしくは害悪の通告により他人を畏怖させることを必要としないとし、他人を畏怖させる意思をもって畏怖させる危険のある害悪を通告すれば、害悪の発生を意欲していなくとも、脅迫罪をもって論じるとする。近時の裁判例では、東京簡裁平成 14 年 3 月 6 日判決<sup>29)</sup>も、被告人の告知につき、立腹の余り感情的になり、できもしないことを捨て台詞のように言ったに過ぎないとして脅迫の意思がなかったとする弁護士の主張を排斥し、害悪を発生させる認識・意欲の有無、害悪告知の目的（動機）等は、脅迫罪の成否とは関係がなく、脅迫罪の成否を左右するものでないと判示した。また、害悪発生の可能性の認識について、名古屋高裁昭和 24 年 10 月 31 日判決<sup>30)</sup>は、相手を畏怖させる意思で、「中華の兵隊 2、30 人を連れてきて中華の国旗を掲げてここに駐屯する」と申し向ければ、告知者が害悪の発生を欲望せず、若しくは発生の可能性を認識しなくても、脅迫罪をもって論じるとする。

---

27) 川端博ほか（編）・前掲注（13）35頁。

28) 大判大正 6・11・12録23輯1195頁。

29) 東京簡判平成14・3・6 LLI/DB L05760030。

30) 名古屋高判昭和24・10・31判決特報1号285頁。

「殺害して天罰下る」、「自業自得。ご一家お揃いで奈落の底へどうぞ」などと記載した葉書の郵送について、被告人を無罪とした原判決を破棄し、脅迫罪の成立を肯定した事例（冠野）

## (2) 本判決における故意の解釈への疑問

本事案において、原審は、本件文言の内容は害悪告知の意味ではないと認定し（前述、3(4)）、被告人につき脅迫の確定的故意を否定した。さらに、原審は、本件文言の意味内容が明らかでないことから、書き手が文言に込めた意味と読み手が文言から読み取る意味の間に乖離が生じ得るかもしれないため、被告人が脅迫するつもりがなくても被害者が自身等に対する害悪通知の趣旨と誤解する事態が想定でき、被告人において本件文言が被告人に害悪を加えるとの認識（意味の認識）がないのであれば反対動機を形成する契機がないため故意責任を科すことはできないとしたうえ、被告人は、令和4年5月に被害者に送付した以前の封書の中で、被告人が被害者の娘に危害を加えると解釈したと思うが全く正反対であると釈明していたことから、被告人が被害者やその家族に危害を加える趣旨と誤解される可能性まで想定していたとは認めがたいとして、脅迫の未必の故意も否定した。これに対して、本判決は、「告知内容の認識及び相手方の了知の予見があれば脅迫の故意としては足りるのであって、害悪を発生させる意図、認識は不要」、「害悪を発生させる意図、認識の有無を検討する必要はない」とする。この立場は、害悪発生意図、認識を不要とする従来の裁判例を踏襲するものと思われる。

もっとも、本判決における、原審の故意への理解<sup>31)</sup>には疑問がある。より詳しく言うと、原審が従来の裁判例を踏襲していないと本判決が見ていることには疑問がある。というのも、本判決は、原審の故意の解釈論につき、「原判決は、脅迫の故意が認められるには害悪を発生させる意図、認識が必要との見解に立った上、被告人にこれが認められないことを理由に直ちに故意がないと結論付けた」と評価している。そのうえで、害悪発生

---

31) 判例時報2600号104頁-105頁の匿名解説を参照。本判決による原判決の故意への指摘は、原判決が通常の故意以上の特別な故意を要求したと見ているかのような書き方となっているが、原判決は、脅迫における通常の故意（確定的故意および未必の故意）を斥けたにすぎない。

意図、認識を不要とし、告知内容の認識及び相手方の了知の予見があれば脅迫の故意としては足りるとする。ここにいう「告知内容の認識」とは、より厳密に言えば、「当該行為が一般人にとって畏怖心を生じさせるに足りる程度の害悪の告知」に当たる可能性の認識を意味する。そして、その可能性の認識が被告人に認められるため、故意が認定されるとしている。

しかしながら、原判決は、意味内容の確認を形式的には故意の問題として処理しているが、実質的には害悪の告知の該当性の前段階に当たる確認作業を先行しているだけであって、故意の内容を、「告知内容の認識」以上の特別な内容としているわけではない。それにもかかわらず、本判決は、原判決が「害悪を発生させる意図、認識」という特別な故意を要求していると解して、さらに、具体的な文脈を重視せず、一般人なら畏怖心を生じさせるような内容であったと評価している。そうであるならば、原判決の示した故意の解釈および認定と整合しておらず、ここに最大の問題があると思われる。

## 5 本判決の評価

### (1) 本件文言の意味内容について

本件で問題となった文言（「殺害して天罰下る」、「自業自得。ご一家お揃いで奈落の底へどうぞ」）は、意味内容が一義的に明らかでなく、そのことによって解釈の余地が生じた。本件文言の内容をいかに解するかにつき、原審と控訴審は、まったく異なる立場を示した。

原審において、横浜地裁は、被告人と被害者との関係性、やり取りや事件までの経緯、背景等を踏まえて、本件文言の内容を、「被害者が（金銭交付に応じないことで）被告人を殺害するならば、被害者らに天罰が下る。それは自身の行いに対する報いであり、その場合は、家族揃って奈落の底へ行けばよい」の意味であって「警告」にすぎないと認定した。これに対して、本判決は、「殺害」「自業自得」「ご一家お揃いで奈落の底へどうぞ」との文言それ自体により、一般に畏怖するに足りる害悪と理解できる程度の

「殺害して天罰下る」、「自業自得。ご一家お揃いで奈落の底へどうぞ」などと記載した葉書の郵送について、被告人を無罪とした原判決を破棄し、脅迫罪の成立を肯定した事例（冠野）

内容に足り、一義的に意味内容の明らかなでない本件文言のような告知であっても脅迫罪を肯定できるとする立場をとった。

従来の裁判例は、脅迫を認定するに際して、行為の背景、その場の雰囲気、告知の行われた前後の事情、行為者と相手方の事情などの客観的状況、告知行為の近接状況も考慮し、「具体的状況に置かれた」一般人であれば畏怖するに足りるかを判断する姿勢を求めてきた。したがって、脅迫にいう害悪の告知に該当するかを評価するに当たって、上の諸事情、すなわち事件の経緯から文脈を推し量り、考慮するのが通例である。

確かに、本判決も、これまでの経緯を考慮しないのではない。被害者が幾度も被告人から信書を送られ、演奏会会場にも押し掛けられ、金を無心され、それを無視した末に本件文言を告げられたとして、事件までの被害者側の経験等を考慮はしている。しかし、本事案において、被告人は、事件までの経緯において、被害者が金銭交付の要求に応じないことで自らの生命が脅かされ、自分が絶命した際には被害者とその家族が災難と悲劇に襲われると再三にわたって被害者に伝えており、被告人も被害者の誤読が生じないよう解消するよう働きかけたうえ、被害者も被告人を見殺しにする意味と受け取ってくれると思っていたと供述しており、本件文言の内容は、それまでに被害者に訴えてきたのと同様の内容であったと解し得る。従来の裁判例が、背景を含む客観的状況および告知行為の近接状況も考慮し、具体的状況に置かれた一般人であれば畏怖するに足りるかを判断する姿勢を求めていることと比すれば、本判決は、本罪が危険犯であるとの理解を前面に出すがあまり文脈的理解を軽視し、かえって従来の基準と異なる事実認定となっていないか、疑問である。

むしろ、原審が、被告人が当該文言に込めた意味内容の確認を行い、その結果、本件文言に脅迫の意味はないとしたことは、説得的である。しかし、原審も、客観的該当性の前段階に当たる文言の意味内容の確認作業をしたのに、その結果として被告人の故意がなかったと述べるにとどまり、当該告知行為が脅迫に該当しないとまでは言い切っていない。本件文

言の「殺害して」を被害者が被告人を見殺しにする意味と捉えれば、死人となった被告人が被害者に害悪を加えることはおよそ実現不可能であって脅迫には当たらないのであるから、「客観的該当性がない」と認定したほうが明快であったのでないかと思われる。

## (2) 本件における故意について

本事案では、故意の有無および害悪発生の認識、意図も問題となった。原審と本判決において、故意への評価はまったく異なるものとなっており、故意の有無およびその内容をいかに捉えるかは、本事案において、脅迫の成否を左右するきわめて重要かつ中核的な争点であった。原審は、被告人の告げた文言の意味内容は脅迫と捉えられないと解し、もってその確定的故意を否定し、さらに、被告人自らが被害者に誤読しないよう自らの告知内容について釈明したことおよび被害者自身も被告人からの金銭交付の要求に応じないことで被告人が殺害されるとの読み方をしてけると信じていたとの被告人供述から、被告人は、被害者やその家族に対する殺害予告であるとの誤解が生じるおそれがあるとは考えていなかったとして、未必の故意も否定した。この原判決の故意の認定は、脅迫の通常の故意がないことを示したものと解される。

この点、本判決の原審の故意に対する理解には疑問がある。本判決は、原判決が行った故意の排斥、とりわけ未必の故意の排斥につき、「脅迫の故意が認められるには害悪を発生させる意図、認識が必要との見解に立った上、被告人にこれが認められないことを理由に直ちに故意がないと結論付けた」と評した。しかし、原判決は、被告人において、自らの告知によって被害者を脅迫したとの認識はないとして確定的故意を否定したうえ、被害者がこのように誤解すると考えた可能性もなかったとして未必の故意も否定して、故意責任の対象から除外したにすぎない。原審が否定した「未必の故意」につき、本判決が「害悪を発生させる意図、認識」といった特別な故意と捉え、またこれを要求したかのような書きぶりは、原審の判断構造と

「殺害して天罰下る」、「自業自得。ご一家お揃いで奈落の底へどうぞ」などと記載した葉書の郵送について、被告人を無罪とした原判決を破棄し、脅迫罪の成立を肯定した事例（冠野）

異なる不整合な理解となっている疑いがあり、この点が、本判決における最大の問題と思われる。

\* なお、本判決の評釈として、以下のものがある。

橋田久「『殺害して天罰下る』などと記載した葉書の郵送と脅迫罪の成否」  
ジュリスト臨時増刊1610号（2025年）120頁、山本光英「『殺害して天罰下る』、  
『自業自得。ご一家お揃いで奈落の底へどうぞ』などと記載したはがきの郵送に  
ついて、被告人を無罪とした原判決を破棄し、脅迫罪の成立を肯定した事例」  
京女法学28号（2025年）29頁